

○公的研究費の管理及び監査 に関する基本方針 (規定)

2019年4月1日

定 第 号

施行 2019年4月1日

1 趣旨

学校法人 大阪夕陽丘学園 (以下「学園」という。)は、平成19年2月15日付 (平成26年2月18日改正) 文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づき、学園が設置する短期大学 (以下「短大」という。)が配分を受けた公的研究費を適正に運営・管理し、不正な使用を防止することを目的として、この基本方針を定める。

2 定義

この基本方針における用語の定義は、次の各号の定めによる。

- (1) 「実施規定」とは、この基本方針を具体化するための施策等を定めた「短期大学 公的研究費の運営・管理に関する実施規定」をいう。
- (2) 「公的研究費」(以下「研究費」という。)とは、実施規定第2条第1項に定めるものをいう。
- (3) 「研究者」とは、実施規定第2条第2項に定めるものをいう。
- (4) 「支援教職員」とは、実施規定第2条第3項に定めるものをいう。
- (5) 「不正使用」とは、実施規定第2条第5項第4号に定めるものをいう。

3 責任体制の明確化

研究費の運営・管理を適正に行うために、責任の所在とその範囲及び権限を明確にし、学園内外に周知・公表する。

4 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

研究費の不正使用防止に関して、研究者をはじめとする研究費の運営と管理に関わる学園のすべての者 (以下「構成員」という。)の意識向上を図り、不正が起こらないような体制を整えるために、次のことを行う。

(1) ルールの明確化

- ① 研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、構成員への周知を図る。
- ② 研究費を適正に運用するための学内規則等を整備する。

(2) 構成員の意識向上

- ① 構成員を対象として、コンプライアンス教育 (不正使用防止対策、使用ルール等)を実施する。
- ② 研究者及び支援教職員に対して、研究費関係のルールを遵守し不正使用を行わないこと等を記した誓約書 (実施規定別表1)の提出を求める。

(3) 告発及び調査の手続き等に関する規則等の整備

- (4) 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等に関する規則等の整備
- (5) 研究費の執行に係る事務手続、及び使用に際してのルール等に関する相談窓口の設置

(6) 研究費の不正使用等に関する通報窓口の設置

5 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

法人（012004 公的研究費の管理及び監査に関する基本方針（規定））

不正を発生させる要因の把握に努め、要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策の実施に努める。

6 研究費の適正な運営と管理

研究費の適正な運営と管理を行うために、次のことを定める。

- (1) 研究者は、毎年度当初に予算執行計画を策定する。
- (2) 物品等の購入依頼又は発注時に、支出財源の特定化と予算執行状況を遅滞なく把握する。
- (3) 発注・検収業務における発注者以外によるチェックが、有効に機能するシステムを構築し、運用する。
- (4) 研究者による発注を認める範囲等を明確にし、研究者への周知を徹底する。
- (5) 研究費の管理及び執行状況について検証し、必要に応じて改善策を講じる。
- (6) 取引業者に対して、必要に応じて誓約書（実施規定別表2）の提出を求める。
- (7) 不正な取引に関与した取引業者に対して、取引停止等を含む処分を科す旨を定め周知徹底する。

7 情報の発信と共有化の推進

情報の発信と共有化を推進するため、この基本方針及び研究費の不正使用防止に関する規則等を公表するなど、積極的に情報の発信を行う。

8 モニタリング

研究費が適正に管理されているかを確認し、研究費の使用に対する信頼性を確保するためのモニタリングを実施する。

附 則

この規定は、2019年4月1日から施行する。